

## 入院保険金および通院保険金の日数別保険金額表による保険金支払特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
支払限度額	1 被保険者あたりの、保険期間中の保険金の支払限度額をいいます
請求限度回数	1 被保険者あたりの、保険期間中の保険金請求限度回数をいいます。
通院日数別保険金額表	被保険者が普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として通院した場合の日数に応じて、あらかじめ通院保険金の支払額を定めた表をいいます。
入院日数別保険金額表	被保険者が普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として入院した場合の日数に応じて、あらかじめ入院保険金の支払額を定めた表をいいます。
普通保険約款	傷害保険普通保険約款をいいます。

### 第2条（入院保険金の支払い）

当社は、普通保険約款第5条（入院保険金の支払い）（1）の規定にかかわらず、保険証券記載の入院日数別保険金額表に従い、入院保険金を支払います。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

### 第3条（通院保険金の支払い）

当社は、普通保険約款第6条（通院保険金の支払い）（1）の規定にかかわらず、保険証券記載の通院日数別保険金額表に従い、通院保険金を支払います。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

### 第4条（保険金の請求限度回数）

この特約における請求限度回数は、入院保険金、通院保険金についてそれぞれ1回とします。

### 第5条（支払限度額）

この特約における支払限度額は入院保険金、通院保険金それぞれについて、入院日数別保険金額表、通院日数別保険金額表に記載の額とします。

### 第6条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。